

施 策 次世代育成支援の充実

担当
部署

こども福祉課

No 1 - 1

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	1 安心して子どもを生み育てができる環境づくり
基本方針	次代を担う子どもが人間性豊かで心身ともにたくましく成長するよう、「さんようおのだ子育て元気プラン」の着実な推進を図り、家庭・地域・行政が連携しながら子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを推進します。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
地域子育て支援センターの設置数	-	箇所	H19.3	5	5	7	0.0%	D
ファミリーサポートセンター設置数(登録人数)	-	箇所(人)	H19.3	0 (0)	1 (337)	1 (400)	84.3%	B
児童館1館当たり来場者数	1年間の来場者数	人	H18 年度	7,670	4,445	8,000	0.0%	D

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
地域子育て支援センター利用人数	地域子育て支援センターを利用した延べ人数	人	H22	15,625	20,833	23,200	68.8%	C
ファミリーサポートセンター利用数	ファミリーサポートセンターを利用した延べ件数	件	H23	94	410	352	122.5%	A
子育てWEBサイト閲覧数	子育てWEBサイトさんようおのだっこの閲覧件数	件	H25	28,563	44,244	29,000	3588.3%	A
子育てコンシェルジュの施設訪問回数	子育てコンシェルジュが各施設を出張訪問した回数	回	H27	96	131	180	41.7%	D

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①地域子育て支援体制の充実	市内5か所の地域子育て支援センターや、平成20年度以降のファミリーサポートセンター等の運営により、地域社会全体による子育て支援体制の整備に取り組んでいる。
②家庭における子育て支援	家庭児童相談体制の整備の他、子育て世代に有効な情報の一元化と発信により、家庭での子育て支援に取り組んでいる。
③子育て負担の軽減	多子世帯保育料の軽減・助成や乳幼児及び小学3年生までの児童の医療費助成を行うことにより、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでいる。
④児童の健全育成	要保護児童の早期発見や適切な保護を目的とした子育て支援ネットワーク協議会の運営、ことばの教室(幼児部)の運営及び心身障害児簡易通園施設なるみ園の運営により、児童の健全育成の体制整備を行っている。
⑤ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭の自立を支援するため、対象者に医療費助成を行うほか、ひとり親家庭自立支援給付金や児童扶養手当の支給を行っている。また、母子・父子自立支援員を設置し、母子・父子及び寡婦の自立に必要な情報提供及び相談を行っている。

(4)施策の取組内容の成果とその要因

事業の周知により、地域子育て支援センターの利用者は平成22年度の15,625人から平成27年度の20,833人へ、また、ファミリーサポートセンターの利用者数は平成23年度の94件から平成27年度の410件へとそれぞれ増加しており、子育て世代の支援が実現した。

その他、平成22年度からの子育て情報サイトさんようおのだっこの開始（平成27年度の閲覧件数は44,244件）、平成26年度からの子ども医療費助成制度の開始（平成27年度の受給者数は955人）、平成27年度からの子育てコンシェルジュの設置（平成27年度の施設訪問回数は131回）等の新たな取組も行っており、次世代育成支援を充実させることができた。このうち、子育てコンシェルジュ事業は、地方創生の交付金や子ども・子育て支援交付金を効果的に活用することにより、事業を実施することができた。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

次代を担う子どもたちが、人間性豊かに心身ともにたくましく成長するための支援は、行政にとって重要な施策である。第一次山陽小野田市総合計画で掲げた事業については、既存の事業はもちろん、新たな事業にも積極的に取り組んできたが、少子化対策につながる子育て支援のための取組は、今後も行政にとって重要な課題であり、本施策については今後も一層の取組を推進していく必要がある。中でも、子育て支援についてワンストップで対応できる拠点施設の整備や対象年齢の拡大による児童クラブの整備拡充、さらには、新たな課題となっている子どもの貧困対策についての取組等は、今後重点的に進めていく必要があると考える。

その一方で、児童遊園や児童館の整備等、時代の変化により優先順位の再検討を要すると思われる事業も見られるため、行政に求められるニーズに適切に対応していくため、優先順位を見極めて、事業の選択と集中に努めていく必要がある。

(2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画	H27～H31	山陽小野田市次世代育成支援対策後期行動計画（さんようおのだ子育て元気プラン2010）を引き継ぐ計画であり、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」である。 子ども・子育て支援の質・量を充実し、子育て世代の希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するための計画である。
	～	

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

子育て支援の施策は行政が積極的に取り組むべき施策であり、国も地方自治体もその取組を充実させてきた。

それにもかかわらず少子化は歯止めがかからず、これまでの取組の成果が十分表れているとは言えない。

少子化対策とそのための子育て支援の取組は、国及び市が策定した総合戦略でも重要課題と位置付けられており、今後も子育て支援に係る各方面からの積極的な取組が必要であるが、県内の自治体や県同士で人口を奪い合うような施策競争については、大きな視点で見れば人口増加には繋がらないため、自治体同士の施策競争には注意が必要ではないかと考える。

施 策 次世代育成支援の充実

担当
部署

学校教育課

No 1 - 1

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	「安心して子どもを生み育てができる環境づくり」
基本方針	次代を担う子どもが人間性豊かで心身ともにたくましく成長するよう、「さんようおのだ子育て元気プラン」の着実な推進を図り、家庭・地域・行政が連携しながら子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを推進します。		

2 成果及び施策展開

(1) 目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(2) 事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
認定者数	幼稚園就園奨励費	人	H20	555	531	目標設定不可	—	
認定者数	就学援助費	人	H20	1202	1244	目標設定不可	—	
認定者数	多子世帯応援保育料等 軽減事業	人	H27	71	71	目標設定不可	—	
貸付人数	小中学校入学資金貸付 事業	人	H27	22	22	目標設定不可	—	

(3) 基本事業(施策展開)の取組内容

③子育て負担の軽減	幼稚園に通う子どものいる世帯の経済的負担を軽減するため、幼稚園就園奨励費を支給している。 【幼稚園就園奨励事業】
	小中学校に通う子どものいる世帯の経済的負担の軽減を図り、児童生徒の学校への就学を支援するため、就学援助費を支給している。【小学校就学援助事業】、【中学校就学援助事業】、【学校保健の充実関連事業(扶助費)】、【学校給食に係る給食費助成事業】
	幼稚園就園奨励費の上乗せ事業として、幼稚園に通う第3子以降の幼稚園料を所得区分に応じて、補助した。(県1/2補助)【多子世帯応援保育料等軽減事業】
	小中学校に入学する際に必要な物品の購入が経済的に困難な家庭に対して、入学資金の貸付を行った。 【小中学校入学資金貸付事業】

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

幼稚園就園奨励費や就学援助費は、国が示す基準に準じて、支給額や支給要件等の見直しを随時行ってきた。また、平成27年度から県との合同事業として、多子世帯応援保育料等軽減事業を導入し、多子世帯の幼稚園料を独自に軽減する事業も導入した。さらには、平成28年度から小中学校に入学する者を対象に、ランドセルや制服等、入学に必要な物品の購入が経済的に困難な家庭に対して、その資金を貸し付ける事業を導入し、子育て負担の軽減を図る取組を実施した。なお、多子世帯応援保育料等軽減事業及び小中学校入学資金貸付事業は、議会の一般質問等で提案のあった内容を具現化したものである。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

教育委員会では、多子世帯応援保育料等軽減事業や小中学校入学資金貸付事業など子育て負担の軽減を図る取組を実施してきたが、厳しい財政状況の中で大きな財政出動を伴う施策は慎重な検討が必要となる。少子化対策は国を挙げて取組むべき最重要課題であるため、将来を見据えた計画的な施策展開とその財源の確保が重要である。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	~	
	~	
	~	

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

平成27年度に子ども子育て支援新制度が創設され、園料の算定基準が統一化されるなど幼稚園と保育園の垣根が大幅に解消されたところである。現在、子育て支援については、幼稚園は学校教育課、保育園はこども福祉課で担当しているが、市民への利便性等を踏まえると1つの部署で行うのが望ましい。

就学援助については、子どもの貧困に関する法律が施行され、家庭の状況によらず、等しく学習を受けることができる環境整備が求められている。市としても該当する者に申請漏れがないように、しっかりと制度周知をしていくとともに、国が示す基準や他市の動向等を踏まえて、適切な支援を行っていく必要がある。

施 策 仕事と子育ての両立支援

担当
部署

こども福祉課

No. 1 - 2

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
基本方針	男女が共に子育てと仕事が両立できるよう、保育サービスの充実を図るとともに、子育て世帯に配慮した就業環境の整備を促進します。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
延長保育実施保育園数	-	箇所	H19.3	8	11	13	60.0%	C
放課後児童クラブ数	-	クラブ	H19.3	12	17	15	166.7%	A
児童館設置数	-	箇所	H19.3	7	7	10	0.0%	D

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
児童クラブ受入率	児童クラブ受入児童数÷申込児童数	%	H25	100%	96.90%	100%	0.0%	D
延長保育利用者数	延長保育を利用した児童数	人	H22	24,429	21,213	28,235	0.0%	D
一時預かり(一時保育)事業の実施園数	-	園	H22	9	8	8	100.0%	A

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①多様な保育サービスの充実	共働き世帯の増加と核家族化の進行による保育需要の増加に対応するため、延長保育、一時預かり、病児保育及び子育て短期支援等による保育サービス推進の取組を行っている。
②放課後児童対策の充実	共働き世帯の増加や核家族化の進行により、放課後において保護者がいない小学生の居場所づくりのため、児童クラブの整備・運営を行い、児童の保育を行っている。
③児童福祉施設の充実	地域ぐるみで子どもの健全な成長と保育サービスの充実を図る基盤づくりを推進するため、5か所の公立保育所や7か所の児童館の整備を行い、子どもの健全な成長実現のための基盤づくりに取り組んでいる。
④子育て世帯の労働環境の充実	ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の就労しやすい環境整備の促進に取り組んでいる。

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

共働き世帯の増加に伴い需要が増加している延長保育については、延長保育に必要な人件費の補助を行うことにより、制度の促進が実現した。また、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度において、新たに設定された短時間保育認定者が延長保育を受ける場合には、公平な負担割合となるよう、利用者負担の設定を行った。

児童館の設置箇所数については、当初目標の実現は困難な状況であるが、これは児童館の利用者数の減少や、その一方で需要が増加している児童クラブの整備を優先したためであり、社会情勢や市民ニーズに適切に対応したためであると考える。

放課後児童クラブについては、特に山陽地区において小学校の協力を得ながら、空き教室の活用による整備を進めたことで、当初の目標を上回る施設整備が実現した。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

共働き世帯の増加に伴い、延長保育も含んだ保育需要が増加している。市民ニーズに対応するため適切な取組が必要であるが、その際、民間活力の効果的な活用を優先させたい。

市内に7館整備されている児童館については、児童クラブの利用増加に伴い、児童館本来の機能を果たすことが困難となっているため、来館者数も減少傾向にある。また、対象年齢拡大による児童クラブの需要の増加に対応するため、児童クラブの整備を進める必要がある。

子どもの人数が減少している一方、共働き世帯の増加や核家族化の進行により保育需要は増加しており、今後は、地域ごとの利用及び需要の実態に合わせて、公立保育所の再編整備を進めていく。

全国的に保育士が不足しているが、この状況は本市も同様であり、施設整備を行っても保育士が確保できなければ保育の充実は実現できない。国の取組に合わせて、市でも保育士確保のための施策に取り組んでいきたい。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画	H27 ~ H31	山陽小野田市次世代育成支援対策後期行動計画(さんようおのだ子育て元気プラン2010)を引き継ぐ計画であり、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」である。 子ども・子育て支援の質・量を充実し、子育て世代の希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するための計画である。
	~	

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

子育て支援については、平成27年4月から新制度による取組が始まっている。国及び市で策定した総合戦略でも重要課題と位置付けられている。

就学前の子どもについて、国は保育園・幼稚園の一体的な運用を進めていくこととしており、第二次総合計画を策定するに当たっては、第一次総合計画の政策体系(保育園は第1章、幼稚園は第5章)についても再検討する必要がある。

これまで取組を進めてきた保育環境の整備は、女性の社会進出促進による共働き世帯の増加を背景としたものである。その結果、女性の就業機会が増加して、保育需要はますます大きくなり、保育所の待機児童の問題は解消されておらず、少子化も改善が見られていない。

女性の社会進出促進と同時に、長時間労働が改善されなければ、男性の家事参加は今後も進まず、結果的に女性の負担が増えるばかりとなり、そのような状況では少子化は改善しないと思われる。国、自治体をあげたワークライフバランス実現の取組が必要ではないだろうか。

施 策 母子保健対策の充実

担当
部署

中央図書館

No. 1 - 3

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	1 安心して子どもを生み育てができる環境づくり
基本方針	子どもを安心して生み育てができるよう、妊娠・出産・子育ての不安を解消とともに、元気な母親・元気な子どもづくりを支援する体制の整備を図ります。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
絵本の交付冊数	マタニティブックスタート用 絵本の交付冊数	冊	H22	190	246	250	93.3%	B
母子手帳交付人数に対する 絵本の交付率	マタニティブックスタート用 絵本の交付率	%	H22	50	53	55	60.0%	C

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①母子保健サービスの充実	妊娠中の母親へ、マタニティブックスタートパック(絵本、赤ちゃん絵本のブックリスト等)をプレゼントし、その絵本をおなかの中の赤ちゃんに語りかけてもらうことで、子どもの言葉の発達と心の成長を助け、まちづくり、人づくりにつなぐとともに、図書館利用の拡大を図る。

(4)施策の取組内容の成果とその要因

「マタニティップススタート」は、平成15年度から実施している本市独自の事業である。この事業の普及のため、マタニティスクール等での周知、市内の産婦人科病院や関係機関にポスター掲示、チラシ配布等を行ってきた。平成26年度からは、乳幼児向け絵本の楽しみ方等を知っていただくため、中央図書館で「マタニティ絵本カフェ」(平成28年度から「子育て絵本カフェ」と改称)を毎月開催しており、絵本の交付冊数、母子保健手帳交付人数に対する絵本の交付率は共に増加傾向にある。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

「マタニティップススタート」は、内外にアピールできる本市独自の事業であり、これを核に関係機関・団体等と横断的に連携し、切れ目のない子育て支援策の一環として推進していくことが今後の課題となる。今年度中央図書館では、市が設置している「子育てコンシェルジュ」との連携が始まった。また、平成27年度に乳幼児向け絵本のブックリスト「絵本だ~いすき！ブックリスト」を刊行し、多くの保護者に手渡すことができた。日々成長していく子どもたちをサポートしていくためには、発達段階に応じたサポート体制の構築が求められる。

(2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市教育委員会子ども読書活動推進計画(第二次計画)	25 ~ 29	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、山陽小野田市における子どもの読書活動の推進に必要な施策に関する計画である。
	~	
	~	

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

平成27年度に「山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」が策定された。教育委員会では平成25年度に「山陽小野田市教育委員会子ども読書活動推進計画(第二次計画)」を策定し、乳幼児からの読書活動を推進しているところである。山口県では平成26年度、県知事自らキャプテンとなり、「企業、地域、行政等が協働して、若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産・子育てができる切れ目ない支援を県民運動として展開し、社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図ること」を目的とする「やまぐち子育て連盟」が設立された。昨今、子育てをめぐる環境整備について市民のみならず、国民全体の関心が高まっている。

施 策 母子保健対策の充実

担当
部署

健康増進課

No. 1 - 3

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	1 安心して子どもを生み育てができる環境づくり
基本方針	子どもを安心して生み育てができるよう、妊娠・出産・子育ての不安を解消するとともに、元気な母親・元気な子どもづくりを支援する体制の整備を図ります。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
妊婦健康診査	受診者数÷健診対象者数×100	%	H17	95.3	88.4	100.0	0.0%	D
乳児健康診査	受診者数÷健診対象者数×100	%	H17	87.0	96.5	100.0	73.1%	C
幼児健康診査	受診者数÷健診対象者数×100	%	H17	96.5	98.3	100.0	51.4%	C
産婦人科医数	産婦人科に従事する医師数	人	H19.3	5.0	7.0	7.0	100.0%	A
小児10万人当たり小児科医数	小児科に従事する医師数÷14歳以下人口×10万	人	H18.4	111.0	69.3	122.0	0.0%	D

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
マタニティスクール	参加妊婦者数÷案内者数	%	H23	28.6	37.4	40.0	77.2%	B
育児学級	参加保護者数÷案内者数	%	H23	33.2	42.7	45.0	80.5%	B
急患診療所一日平均受診者数(小児科)		人	H23	27.6	24.4	30	0.0%	D

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①母子保健サービスの充実	妊娠期から子育て期までの母と子の健康を確保するため関係機関と連携を図り子どもがすこやかに生まれ育つよう乳幼児相談会を実施するなど子育て世代の安心感を醸成してきた。
②母子医療体制の整備	安心して出産し、子育てできるよう産科医等の確保支援や小児救急医療体制の整備等を図ってきた。

(4)施策の取組内容の成果とその要因

母と子の健康を確保するため各種健康診査は100%達成を目指して実施しており個別管理も行っている。未受診者に対しては市だけでなく関係機関を通じて受診勧奨を行い未受診理由を把握している。幼児健康診査は保護者と連絡が取れない状況があり目標に至っていないが受診状況だけでなく予防接種や保育園、幼稚園等関係機関と連携を図り存在確認も行っている。

また、母親の育児不安を解消するため各種健康教育等を行っており面接できる場面をはじめ個別通知で案内し参加率は増加したものの目標には達していない。

休日も安心して受診できる急患診療所(小児科)については救急医療の適正受診の啓発を行い、産科については産科医等確保支援事業により安定した医療提供につながった。

3. 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

妊婦並びに乳幼児の健康保持増進を図るため、県内をはじめ県外医療機関での受診により各種健康診査受診率を今後も増加させる必要がある。単に受診状況を管理するだけでなく未受診理由を把握すること及び予防接種の接種状況、保育園・幼稚園と連携し存在確認も引き続き取り組むことが重要。

妊婦に対しては身近なところで分娩できること、小児に対しては安心安全な生活確保のためにも医療体制の整備は引き続き必要である。

(2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市こども・子育て支援事業 計画	H27 ~ H31	子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、教育・保育・子育てに対するニーズを反映した事業を計画するもの。

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

近年少子化対策として子育てに重点が置かれ、子ども・子育て支援法に基づき子育て世代包括支援センター・ココシエを開設した。近隣市においては独自メニュー(妊婦の歯科健診、生後2週間相談、不妊治療費の上乗せ等)を行っている。平成30年度子育て総合支援センターが開設されることに伴い、法に基づく事業だけでなく妊婦期から子育て期にわたる切れ目のない施策について検討する必要があると考える。

また、出生数の減少、予防接種の種類の増加に伴い急患診療所(小児科)受診数は減少することが予想されるが市民生活上必要な事業である。

施 策 高齢者福祉の充実

担当 部署 商工労働課

No. 2 - 1

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	2 高齢者・障がい者が安心して自立できる環境づくり
基本方針	高齢者が地域社会の一員として社会活動に積極的に参加し、生きがいを持って暮らせるよう条件の整備を図るとともに、健康づくりや介護予防事業に取り組みます。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
シルバー人材センター会員数	シルバー人材センターの会員数	人	H25	426	501	増やす	75	A
受注件数	シルバー人材センターの受注件数	件	H25	2,275	3,031	増やす	756	A

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①生涯現役社会づくりの推進	シルバー人材センターへの補助を行い、高年齢者の働く場の確保に努めた。国、県と連携を図りながら、若者、女性、高齢者、障がい者の就業を促進した。

(4)施策の取組内容の成果とその要因

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく事業であり、市内の高年齢者の就業機会の確保など生涯にわたり安定した働き方を支援するため、シルバー人材センターの支援を行った。また、平成27年度から雇用開発支援事業が開始され、コーディネーターを活用したホワイトカラー層も対象とした会員確保事業や育児休業による人手不足分野への現役世代サポート事業などシルバー人材センターの業務範囲が拡大したことにより、会員数や受注件数が増加した。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく事業であり、市内の高年齢者の就業機会の確保など生涯にわたり安定した働き方を支援するため、引き続き、シルバー人材センターの支援を行う。また、高年齢者の再就職の支援を図るため、ハローワークに設置されている「高年齢者雇用相談窓口」を活用するなど、ハローワークとの連携強化を図る。

(2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	～	
	～	
	～	

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく事業であり、市内の高年齢者の就業機会の確保など生涯にわたり安定した働き方を支援するため、引き続き、シルバー人材センターの支援やハローワークとの連携強化を行う。また、退職後も自らの知識、経験、ノウハウを活かしたいと思っている高年齢者を対象とした事業について検討する必要がある。

施 策 高齢者福祉の充実

担当 部署
高齢福祉課

No. 2 - 1

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	2.高齢者・障がい者が安心して自立できる環境づくり
基本方針	高齢者が地域社会の一員として社会活動に積極的に参加し、生きがいを持って暮らせるよう条件の整備を図るとともに、健康づくりや介護予防事業に取り組みます。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
老人クラブ加入率	老人クラブ会員数÷65歳以上人口×100	%	H18.4	24.4	9.6	30	0.0%	D
高齢者の生きがい対策と社会参画の促進に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18.1	46.0	47.7	増やす	1.7	A
基本チェックリスト回収率 (平成25年度が最終年度)	基本チェックリスト回収数÷65歳以上の要介認定を受けない人×100	%	H24.1 1	82.0	66.3	100.0	0.0%	D

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
地域から依頼を受け出向く介護予防関係講座回数	1年間の開催回数	回	H23. 4	5	43	24	200.0%	A

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①生涯現役社会づくりの推進	生きがいと健康づくり推進事業として、高齢者を対象としたスポーツ大会等の行事を市老人クラブ連合会に委託して実施している。ボランティア活動、老人福祉作業所の運営などを行い生涯現役社会づくりの推進を行っている。
②介護予防の推進	要介護状態に陥ることを防ぐとともに健康寿命の延伸を図る為に、転倒予防や認知症予防などの介護予防事業や、介護予防に関する普及啓発を行っている。
③地域包括支援センターの充実	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させるために専門職を配置した地域包括支援センターを設置し、高齢者の相談に応じるとともに、高齢者を支えるネットワークづくりや、介護予防を進めている。
④生活支援サービスの充実	高齢者世帯の状況の把握に努めるとともに、寝具乾燥消毒サービス、日常生活用具給付事業及び訪問理美容サービス事業などを行い生活支援サービスの充実を進めている。
⑤認知症高齢者対策の充実	今後増えていく認知症高齢者を地域で支えるために、認知症の正しい理解にむけた普及啓発を行っている。また、認知症予防事業及び相談体制の整備、早期対応の仕組みづくりを進めている。

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

- ・基本チェックリストに関しては、制度改正により手法の変更を行ったため、現状値に平成25年度の数値を記入した。現在は費用対効果も考慮し、必要性が高いと思われる対象者に対し個別に基本チェックリストを実施する形に切り替えたため、回収率での評価ができなくなった。手法を変更することにより「より多く把握すること」より「介護予防の必要な方を事業につなげる」ことに重点をおき実施した。結果として二次予防事業に参加する人の増加は望めなかった。要因としては、基本チェックリストによって把握できる二次予防対象者が比較的元気な状態像の方が多かったことが考えられる。そのため、一次予防に力を入れて実施した。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

- ・高齢者が地域社会の中で生きがいを持って生活できる環境づくりを行うとともに、心身の機能を維持し、できる限り自立した生活を送れるよう、地域において身近な相談機能の充実や介護予防の推進が重要な課題になっており、老人クラブ、スポーツ大会及びボランティア活動などをさらにすすめていく必要がある。
- ・あらゆる機会を通じて、高齢者福祉のニーズ把握につとめる必要がある。
- ・高齢化が進展していく中、多様な主体による生活支援を地域の中で確保し、支え合いを中心とした地域づくりを目指していく必要がある。また、その地域づくりの担い手に高齢者が参加することで自身の生活意欲の向上につなげていくことが望まれる。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
第6期山陽小野田市高齢者福祉計画 (以後、3年ごとに見直しを行う。)	27 ~ 29	高齢者が安心して生活していく社会の実現に向けて、「地域包括ケアシステム」を構築し、本市の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制及び地域支援事業の実施を計画的に進めていく。
	~	
	~	

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

平成27年に介護保険制度の大幅な改正が行われ、平成29年4月までには全ての市町村において総合事業を実施することとなる。本市においては平成29年4月からの実施を目指し、現在、体制準備を行っているところであるが、その目的の一つは「高齢者の社会参加による介護予防」であり、この部分の体制・仕組みづくりを強化していく必要性があると考える。

施 策 介護サービスの充実

担当
部署
高齢福祉課

No 2 - 2

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	2 高齢者・障がい者が安心して自立できる環境づくり
基本方針	高齢に伴い、介護が必要な状態になっても、できるだけ長く住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、在宅介護サービス基盤の充実に努めるとともに、介護保険の円滑な運営を図ります。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
居宅サービスの利用割合(65歳以上人口当たり)	介護保険の居宅介護(支援)サービス受給者数÷65歳以上人口×100	%	H18.1 2	9.1	9.9	15	13.6%	B
在宅介護支援体制の充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18.1	46.0	48.2	増やす	2.2	A

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①要支援者の状態維持・改善	要支援者に対し、生活機能の維持・改善を目的に、状態像にあった適切なアプローチを行うとともに、介護予防計画にそった予防給付サービスを提供をしている。
②介護サービスの充実	要介護者に対し、生活機能の維持・改善を目的に、状態像にあった適切なアプローチを行い、在宅・施設サービスを総合的に効果的に提供している。
③地域密着型サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるように支援するための地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護 等)の整備・充実をしている。
④介護保険の円滑な運営	誰もが質の高い介護サービスを受けることができ、介護保険制度を持続可能な制度としていくために適正なケアプラン作成の為の指導、認定審査の公平化の為の研修、医療情報との突合・縦覧点検などの適正化事業をしている。

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

介護サービスの提供については、地域密着型サービスをはじめとする各種サービスを充実させ、介護認定者的心身及び生活状況等のニーズにあった介護サービス提供の推進を図った。一方で高齢者の増加による介護給付費が右肩上がりにあるが、平成27年度は、一定の所得のある者の負担割合の改正、負担限度額認定の適用条件見直し、適正化事業の推進により、伸び率の削減を図っている。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

高齢者人口はますます増加し、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年(平成37年)には、高齢化が一層進み、介護保険給付費も大幅な増加が見込まれている。このような超高齢社会にあって、介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度として維持していくため、地域包括ケアシステムの構築、介護保険適正化事業の推進を図ることにより、給付費の上昇を抑制することが必要である。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
第6期山陽小野田市高齢者福祉計画 (以後、3年ごとに見直しを行う。)	27 ~ 29	高齢者が安心して生活していく社会の実現に向けて、「地域包括ケアシステム」を構築し、本市の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制及び地域支援事業の実施を計画的に進めていく。
	~	
	~	

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年(平成37年)に介護給付費が大幅に増額されることが予測され、介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度として維持していくため、大幅な制度改正が行われることが予想される。

施 策 障がい者福祉の充実

担当
部署

障害福祉課

No. 2 - 3

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	2.高齢者・障がい者が安心して自立できる環境づくり
基本方針	障がい者ができるだけ住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れるよう、「日中活動の場」や「住まいの場」を確保し、障がい者が安全で快適な地域生活が送れる体制の整備を図ります。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
障がい者のホームヘルプサービス利用量	1ヶ月当たりのホームヘルプサービスの利用時間÷利用者数	時間	H17年度	15.2	10	20	0.0%	D
知的・精神障がい者グループホーム数	グループホーム数	箇所	H19.3	2.0	2.0	3.0	0.0%	D
障がい者の在宅福祉サービスの充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18.1	44.0	47.5	増やす	3.5	A

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①地域生活の支援	【手帳申請受付:障がい手帳に関するサービスについて説明し、手続きを行う】 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の申請受付 【障がい福祉推進事業:障がいの理解の推進を図る】・精神保健福祉講座の開催 【手当給付:経済的な支援を図る】・特別障害者手当等給付事業 【医療費助成:経済的負担の軽減を図る】 ・重度心身障害者医療費助成事業　・更生医療、育成医療、精神通院医療給付事業 【サービス給付:自立して安心できる生活を支援する】 ・障害児通所給付事業　・自立支援給付事業　・日中一時支援事業 【各種助成事業:経済的負担の軽減を図る】・日常生活用具給付事業　・小児慢性特定疾患児支援事業 ・難聴児補聴器購入費等助成事業　・在宅酸素濃縮器電気料助成事業　・補装具給付事業 ・心身障害者扶養共済掛金助成事業　・難病患者支援事業 【相談事業:自立した生活を支援し、障がい者福祉の向上を図る】 ・指定特定相談支援事業委託事業　・障がい者相談業務委託事業 【施設関係事業】・障害者施設運営事業
	【施設の整備:日中の活動の場の確保】 ・地域活動支援センターの整備　・障害者施設修繕等事業　・障害者施設指定管理事業
	【各種助成等事業:障がい者の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図る】 ・福祉タクシー費助成事業　・自動車改造費、自動車運転免許取得費助成事業 ・手話奉仕員派遣、養成事業　・移動支援事業　・ふれあい運動会補助金事業 【団体支援】・障害者団体支援事業
	【環境整備事業:外出しやすい環境をつくる】 ・体育館等バリアフリー整備事業　・オストメイト対応トイレ設備整備事業

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

平成25年4月に制定された「障害者総合支援法」においては、障がい者の地域社会における共生の実現を基本理念としている。法では、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を支援するため、さまざまな地域生活の支援を通じて「施設入所者の地域生活への移行」や「福祉施設から一般就労への移行」を推進している。

平成17年10月1日の施設入所者数89人を基準とし、平成26年度までの地域生活への移行者数を27人【国基準：平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上】と数値目標を立てていたが、実績は18人だった。また、福祉施設から一般就労への移行については、平成17年度における移行者数2人を基準とし、平成26年度における移行者数を8人【国基準：平成17年度移行者数の4倍】と目標を立てていたが、実績は10人だった。

一旦入所すると家族や地域の理解がないと施設から地域生活へ移行することは困難な状況にあるが、一方でサービスの浸透により利用者も増加し、福祉サービスを利用しながら一般就労を目指す障がい者は増加している。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

障がい者の自立支援の観点から、入所等（施設や病院）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援に取組んでいるが、地域移行に関しては目標達成には及ばず、医療機関との連携や地域、家族への理解といったことが課題である。

また、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域での暮らしの安心感の担保や親元から自立を希望する者に対する支援を進めるために、相談体制の整備や緊急時の受入体制の整備など、地域での体制づくり機能が課題である。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市障がい者福祉計画	H27～H29	「障害者基本法」第11条第3項により、障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画。
第4期山陽小野田市障がい福祉計画	H27～H29	「障害者総合支援法」第88条第1項により、障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定めた3年を1期とする計画。
	～	

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

平成25年4月から施行された「障害者総合支援法」の検討過程の中で、法施行後3年後に見直しを行うという附則が規定されている。

この改正の基本的な考え方は、「新たな地域生活の展開」「障害者のきめ細かな対応」「質の高いサービスを持続的に利用できる環境」である。

これらをふまえた法の改正案が、平成28年3月国会へ提出されている。

施 策 障がい者福祉の充実

担当 部署 公営競技事務所

No 2 - 3

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	2 高齢者・障がい者が安心して自立できる環境づくり
基本方針	障がいができるだけ住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れるように、「日中活動の場」や「住まいの場」を確保し、障がい者が安全で快適な地域生活が送れる体制の整備を図ります。		

2 成果及び施策展開

(1) 目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度(進捗評価)
			基準年	数 値				

(2) 事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度(進捗評価)
			基準年	数 値				
地域公益事業	公共施設改修を行う	千円	21	5,812	8,073	10,000	54.0%	C

(3) 基本事業(施策展開)の取組内容

④バリアフリー環境の整備	地域福祉の充実や社会教育・体育等の振興に寄与することを目的とし、オートレース事業の売上金の一部を周辺対策事業の一環として市内全域の公共施設を対象として、バリアフリー化や施設改修を行っている。

(4)施策の取組内容の成果とその要因

地域公益事業の事業開始は、平成21年度であり、平成27年度までに合計49箇所、事業費約5,444万円の事業を実施した。実施内容は、保育園や公民館の施設改修が中心になっている。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

オートレースの収益は、旧山陽町の財政を健全化し、公共事業等に利用され地域社会に大きく貢献してきた。また、平成21年度からも小型自動競走事業の地域公益事業として、保育園や公民館の施設改修を実施している。
現在、オートレース事業は、売上額及び入場者数の減少により、厳しい経営状況にはあるが、累積債務は減少している。今後もオートレース事業の経営の改善に引き続き取り組むとともに、市民に愛され、貢献できるオートレース場になるための取組として地域公益事業が必要である。

計画名	計画年度	計画内容
地域公益事業(方針)	H21～H29	売上金の一部を地域福祉、体育等の振興に寄与することを目的とし、周辺対策事業の一環として市内全域を対象に公共施設を改修する。
	～	
	～	

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

公営競技の収益は、地方財政の健全化及び様々な社会還元・社会貢献に充てられている。しかし、1990年代以降、公営競技の売上額は減少し、収益金を得られなくなつたことから、公営競技場の存在意義がなくなったとして、多くの競技場が廃止されてきた。しかしながら、近年は売上額が下げ止まりの様相を呈し、売上増に転じた公営競技場もある。オートレースも28年度3月末に船橋オートレース場が廃止され、全国で5場になったが、業界関係者一丸となり、売り上げ増に向けた取組を展開している。スポーツギャンブルとしてイメージアップを図り、多くの人に親しまれる競技場になることが望まれている。

施 策	地域福祉の充実	担当 部署	市民生活課	No	2 - 4
-----	---------	----------	-------	----	-------

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	2 高齢者・障がい者が安心して自立できる環境づくり
基本方針	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民が相互に助け合い、支え合う地域福祉の体制をつくるとともに、子育て家庭、高齢者、障がい者を対象とした横断的・総合的な相談体制、サービス提供体制の整備を促進します。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
教室、行事、大会等開催数	石丸総合館における教室、行事、大会等開催数	件	H20	59	79	80	95.2%	B
石丸総合館利用者数		人	H20	4,419	2,876	3,600	0.0%	D

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①地域福祉推進体制の整備・充実	地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、石丸総合館で生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に実施している。

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

少子高齢化により利用者は年々減少傾向にあり、特に小学生の平日利用が大きく減少している中、職員による「石丸総合館だより」の戸別配布や声かけにより来館者が増え地域の高齢者の引きこもり防止につながり、認知症予防の観点から地域の人が自主的に曜日を決めて集まるなど新たな利用が生まれている。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

- ・隣保館は社会福祉事業法に基づく施設として、近隣地域を含めた地域づくりや住民の自主活動の支援、相談業務等、隣保館活動の充実を図っている。今後も利用者の維持・増加のために活動のPRや魅力ある事業の展開など地域に開かれたコミュニティセンターとして、子供から高齢者まで利用しやすい施設として運営が必要である。
- ・石丸総合館は、昭和55年度に建設され、老朽化が進んでおり、今後施設の維持管理に費用を要することが見込まれる。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	～	
	～	
	～	

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

山口県人権推進指針に基づき、同和問題を人権に関わる課題の一つとして捉え、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現をめざして、市民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動を推進していくことが求められている。

施 策 地域福祉の充実

担当
部署

社会福祉課

No 2 - 4

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	2 高齢者・障がい者が安心して自立できる環境づくり
基本方針	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民が相互に助け合い、支え合う地域福祉の体制をつくるとともに、子育て家庭、高齢者、障がい者を対象とした横断的・総合的な相談体制、サービス提供体制の整備を促進します。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
福祉活動ボランティア団体登録数(人数)	社会福祉協議会に登録されている福祉活動ボランティア数	団体	H18.10	83	76	100	0%	D
		人	H18.10	5,562	3,305	6,000	0%	D
地域福祉活動の推進に関する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18.1	54	53.8	増やす	△ 0.2	D
福祉関連職種の研修会開催数(参加者数)	1年間の延べ開催数(参加者数)	回	H17年度	48	116	150	66.7%	C
		人	H17年度	1,530	2,322	1,500	100%	D

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
福祉会館(施設)の利用者数	市内7箇所の1年間の延べ利用者数	人	H22	69,454	62,316	45,500	29.8%	D
民生委員・児童委員の訪問回数	1年間の訪問回数	回	H22	25,578	25,810	28,800	7.2%	D

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①地域福祉推進体制の整備・充実	山陽小野田市社会福祉協議会の組織運営するため、補助金を支給した。また、市内各福祉会館の維持・修繕を行った。
②地域福祉の人づくりの推進	地域において、高齢者疑似体験などの福祉体験学習を開催した。 【山陽小野田市社会福祉協議会の事業】
③地域でのサービスの充実	民生委員・児童委員は、地域の見守りや地域の方々のよき相談相手として、家庭訪問や各関係機関へのつなぎ役として活動を行い、また、民生委員・児童委員の資質向上のため、研修会等へ参加した。
④要支援者の社会参加の促進	市内57箇所に「ふれあいいききサロン」を設置し、福祉レクリエーションなどを開催した。 【山陽小野田市社会福祉協議会の事業】

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

- ・社会福祉協議会を中心に、様々なセミナーやサロンを実施しているが、地域における高齢化が進み、参加者も減少傾向にある。
- ・福祉会館は、市内7箇所で週6日開館しており、平成27年度は1年間で延べ62,316人が利用している。また、地域における各種団体の会議や講座等の場所を担っており、地域福祉の目的のため、低額で提供している。
- ・民生委員・児童委員は、市内で158人が委嘱され、平成27年度は1年間で25,810回の訪問しており、常に住民の立場に立って活動しています。今後も見守りや地域のよき相談役として活動していく。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

- ・少子高齢化や核家族化等の社会情勢の急速な変化により、地域において、経済的困窮や社会的孤立など住民が抱える課題が複雑・多様化している。また、地域での高齢化が進み、住民同士の連帯感は希薄化している。改めて「地域の支え合い」の重要性が認識され、地域の見守り活動を始めとした身近な支援が必要である。
- ・地域住民の福祉活動の拠点となるための福祉会館が、経年による老朽化が進んでおり、修繕費などが嵩んでいる。しかし、利用者にとっては必要な場所であるため、公民館との統合を含めた検討が必要である。
- ・地域福祉の推進のためには、市と社会福祉協議会が互いに補完・補強し合い、一体となって行う必要がある。また、市の福祉行政の一環として、地域団体の活動を支援の継続していくことも必要である。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	～	
	～	
	～	

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

- ・地域福祉活動をすすめるにあたっては、市民一人ひとりが個人や家族による支え合いや助け合い(自助)や、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが協働しながら、組織的に協力し合う支え合いや助け合い(共助)、保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え(公助)、さらに、となり近所に住む人たちや友人などの身近な人間関係のなかで支え合いや助け合い(互助)の力が重要である。
- ・平成30年度に「地域福祉計画」を策定する予定である。

施 策 地域福祉の充実

担当 部署 市民窓口課

No. 2 - 4

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	2 高齢者・障がい者が安心して自立できる環境づくり
基本方針	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民が相互に助け合い、支え合う地域福祉の体制をつくるとともに、子育て家庭、高齢者、障がい者を対象とした横断的・総合的な相談体制、サービス提供体制の整備を促進します。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
民生委員・児童委員の人数 (山陽地区)		人	H20	63	63	63	100.0%	A
民生委員・児童委員の延べ活動日数(山陽地区)		日	H20	9,954	10,484	—		

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

③地域でのサービスの充実	年々増大・多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、行政だけでなく地域社会が連携する必要があり、民生委員・児童委員に地域福祉の担い手として、地域の方々のよき相談相手として、また、行政や各関係機関のパイプ役として十分に活動していただくための支援を行っている。具体的には、月1回の山陽地区全体定例会を開催し、研修・情報交換・行政からの依頼等を行う他、厚狭・出合・厚陽・埴生の各地区部会や、児童福祉・障がい者(児)・高齢者福祉・地域福祉の各専門部会を設置し、視察研修等を実施することで民生児童委員活動の活性化を図っている。

(4)施策の取組内容の成果とその要因

民生委員法及び児童福祉法に基づく地域福祉分野での有効な事業であり、市では、事務局として民生委員・児童委員活動を支援してきた。その結果、高齢者や障がい者、子ども等を対象とした山陽地区の福祉サービスに貢献している。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

福祉ニーズの多様化や高度化に伴って民生委員の仕事は年々増加している。よってその活動も激務化しており、3年毎の改選時には民生委員・児童委員を引き受けさせていただく方の選定が困難となっている。また、民生委員自体も高齢の方が多くなっている。

(2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	～	
	～	
	～	

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

福祉ニーズの多様化や高度化は今後も進展すると考えられることから、民生委員・児童委員の必要性は高まっている。一方で、民生委員・児童委員の選任は一層困難化すると考えられる。

施 策 社会保障の充実

担当
部署

社会福祉課

No. 2 - 5

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	2.高齢者・障がい者が安心して自立できる環境づくり
基本方針	低所得者世帯への適切な指導援助と生活保護の適正実施に努めます。また、市民の健康増進を促進するとともに国民健康保険料収納率の向上に努め、財政基盤の強化を図ります。さらに、年金受給権の持続的な確保を図るため、年金制度の周知徹底に努めるとともに、国民年金未加入者の防止及び保険料納付を促進します。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
生活保護世帯の就労自立件数	1年間の就労自立件数	件	H17 年度	19	14	26	0%	D

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①低所得者福祉の充実	様々な問題を抱え生活に困窮している世帯からの相談に対して、問題解決のための助言・指導を行った。また生活保護世帯に対して適正な保護の実施に努め、稼働能力のある世帯には、自立向け就労支援を行った。

(4)施策の取組内容の成果とその要因

平成23年度から現業員の負担軽減、保護世帯の就労による自立助長を目的に就労支援員を配置しているが、就労自立件数は平成25年度を境に伸び悩んでいる。保護歴が長くなればなるほど、就労への意欲が薄れ、就労支援を行っても就職に結びつく割合が低いことから、保護申請から2年以内を目処として就職できるよう支援に注力しているが、ここ数年の景気回復傾向から平成25年度以降、保護申請件数が約3割程度減少したため、保護歴の短い世帯が減少しており、そのことが就労自立件数の減少にも影響を与えていく。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性**(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題**

生活保護申請件数は、社会の景気動向に左右される面が強く、今後も現在の状況が継続するかどうかは不透明であるが、保護歴が短い世帯ほど、就職に結びつく傾向は変わらないため、引き続き就労支援員を活用した就労自立促進事業に取り組むことが必要である。今後も就労支援員を中心に管内のハローワークと連携しながら、早期の段階で対象保護世帯の実情にあった就職先を斡旋しなければ、保護脱却につなげることは困難であると考えられる。

(2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	~	
	~	
	~	

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

ここ数年の景気回復傾向は管内の有効求人倍率の上昇にも表れているものの、今後もこの傾向が続く保証はなく、求職者を取り巻く状況は依然として厳しいものである。保護申請件数は平成25年度に大きく減少し、その後横ばい状態であるが、平成27年度から生活困窮者自立支援事業が開始され、生活保護との連携が今後一層強化されるため、保護申請件数の増加が見込まれる。

施 策 社会保障の充実

担当
部署

国保年金課

No. 2 - 5

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	2 高齢者・障がい者が安心して自立できる環境づくり
基本方針	低所得者世帯への適切な指導援助と生活保護の適正実施に努めます。また、市民の健康増進を促進するとともに国民健康保険料収納率の向上に努め、財政基盤の強化を図ります。さらに、年金受給権の持続的な確保を図るために、年金制度の周知徹底に努めるとともに、国民年金未加入者の防止及び保険料納付を促進します。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
国民健康保険料現年度分収納率	-	%	H17 年度	90.0	91.03	92.0	51.5%	C

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
特定健診受診率	特定健診対象者数に対する受診者数の率	%	H20 年度	26.3	36.8	60.0	31.2%	D
特定保健指導利用率	特定保健指導対象者に対する利用者の率	%	H20 年度	11.0	8.5	60.0	0.0%	D

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

②国民健康保険の充実	保険料収納率の向上と各種交付金の的確な申請により歳入確保に努めると共に、効果的な保険事業の推進、後発医薬品の利用促進、重複頻回受診者への適正受診指導等を通じ、医療費増嵩の抑制に努めることで、国保財政の健全かつ安定的な運営を図っている。
③国民年金の充実	国民年金に係る窓口業務を国に代行して行い、受け付けた書類を日本年金機構センターに送付している。また、市広報等、機会を捉えて年金制度の周知徹底を図り、保険料の納付促進と未加入状態の防止を図っている。なお、保険料の収納業務は行わない。

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

国民健康保険保険料収納率については、基準年から改善されている。休日・夜間窓口開設、短期被保険者証・資格証明書発行による納付促進や、債権対策室と連携した債務処理の結果と思われる。特定健診受診率については、国が設定した戦略的な目標値に準じ定めた市の目標値とは開きがあるものの、毎年伸長している。特定健診の休日実施や実施場所追加等の効果と考えている。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

国民健康保険の被保険者は高齢者に偏り、一人当たり医療費は毎年増嵩している。これが、低所得世帯が多数を占める被保険者の所得構成と相まって、保険料を押し上げる要因となっている。保健事業や後発医薬品利用促進等、医療費の適正化において、より効果の高い取組を模索するとともに、引き続き保険料収納率向上に努め、中・長期的視点に立った財政運営を図ることが求められている。少子高齢化の進行により、国民年金における世代間の負担と給付の均衡を維持することが困難な状況になりつつある中、日本年金機構との連携・協力に努め、未加入者の防止や保険料納付を促進し、市民の年金受給権を確保していくことが必要である。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
第2期特定健康診査・特定保健指導等実施計画	H25～H29	特定健康診査・特定保健指導の受診率等の目標設定及び実施計画
山陽小野田市国民健康保険データヘルス計画	H28～H29	国民健康保険データベースシステム等の健康・医療情報を活用し、PDCAサイクルに沿って事業推進を図るため、策定するもの。
山陽小野田市国民健康保険収納対策緊急プラン	単年度～更新	国民健康保険料の収納率を図る上での主な取り組みを示すもの。

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

国民健康保険については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)により、平成30年度から県が市町とともに国民健康保険を運営することとなった。制度導入に伴い必要となるシステム改修に関し、情報収集、関係課・現行システム運用業者との密な調整、予算確保等において、遅滞や遺漏のない確実な取組が求められる。

国民年金については、平成27年6月の個人情報漏洩事案の結果、日本年金機構におけるマイナンバーの利用は延期されている。今後要件が整い、年金窓口業務においてマイナンバーを扱うこととなる折には、細心の注意で臨む。また、平成28年7月からは納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大され、これに対応したところであるが、今後も制度改変を注視し、遺漏のない事務処理に万全を期していく。

施 策 健康づくりの推進

担当 部署 国保年金課

No. 3 - 1

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	3 生涯を通じた健康づくり 地域医療体制の整備
基本方針	'健康づくり行動計画'の推進によって、市民参加による健康づくり、保健サービスの充実を図るとともに、保健センターの機能の充実など地域保健体制の整備に努めます。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
特定健康診査受診率	受診者数÷対象者数×100	%	H20	26.3	36.8	60	31.2%	D

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
集団検診実施回数	市内各所で会場を設け実施する集団検診の回数	回	H20	8	14	14	100.0%	A
特定保健指導利用率	利用者数÷対象者数×100	%	H20	11.0	22.2 (H26)	60	22.9%	D

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①地域ぐるみの健康づくりの充実	市民一般を対象に運動教室を開催し、運動習慣の確立を後押しすることで生活習慣病予防を図っている。また、地域団体が主催する運動行事に対して助成を行い、健康づくり活動の活性化を図っている。
②保健サービスの充実	休日を含め市内各所で会場を設け被保険者対象の集団検診を実施し、受診率向上を図っている。基準値外の結果が出た受診者には特定保健指導の利用を勧奨し、生活習慣病の発症・重症化予防を図っている。また、市主催のがん検診において被保険者の自己負担金の一部助成を行っている。

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

特定健診については、実施箇所の増加や休日実施が奏功してか、年々受診率が上昇しているものの、国が設定した戦略的な目標を踏襲した本市の「特定健康診査・特定保健指導等実施計画」の目標値には及ばない状況となっている。また、特定保健指導については、長期的には上昇基調にあるものの伸び悩んでおり、前述の目標値には遠く及ばない状況となっている。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

設定目標の達成のためには、特定健診・特定保健指導とも、受診者・利用者に対するインセンティブの付与等、抜本的な事業改善が求められている。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
第2期特定健康診査・特定保健指導等実施計画	H25～H29	特定健康診査・特定保健指導の受診率等の目標設定及び実施計画
山陽小野田市国民健康保険データヘルス計画	H28～H29	国民健康保険データベースシステム等の健康・医療情報を活用し、PDCAサイクルに沿って事業推進を図るため、策定するもの。
	～	

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

平成27年度に策定した本市の国民健康保険データヘルス計画では、殊に外来医療において生活習慣病に起因する疾患の割合が顕著であることを指摘したところであり、生活習慣病の早期発見に寄与する特定健診は最重要の保健事業と言える。こうした中、本市の特定健診受診率は県内最高レベルにあるが、県平均は全国最低レベルであり、さらなる受診率向上策が求められている。

国も、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」において医療費適正化策として生活習慣病の発症予防・重症化予防に力点を置いており、また近年、保健事業の実施手法として、個人へのヘルスケアポイントの付与等、インセンティブ向上に関する取り組みを求めてきている。

施 策 健康づくりの推進

担当
部署

健康増進課

No. 3 - 1

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備
基本方針	「健康づくり行動計画」の推進によって、市民参加による健康づくり、保健サービスの充実を図るとともに、保健センターの機能の充実など地域保健体制の整備に努めます。		

2 成果及び施策展開

(1) 目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
がん検診受診率	受診者数÷対象者数×100	%	H17	10.88	21.4	50	26.9%	D
三大生活習慣病による死亡率 (人口10万人当たり)[男性]	三大生活習慣病(がん・心疾患・脳血管疾患)による死亡者数÷男人口×100,000	人	H17	692.8	675.7 (H26)	減らす	△ 17.1	A
三大生活習慣病による死亡率 (人口10万人当たり)[女性]	三大生活習慣病(がん・心疾患・脳血管疾患)による死亡者数÷女人口×100,000	人	H17	518.7	551.5 (H26)	減らす	32.8	D

(2) 事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
がん検診受診率	胃・肺・乳・大腸・子宮がん検診の70歳未満の受診率	%	H25	22.8	24.1	27.8	26.0%	D
SOS健康づくり計画運営委員の部会活動回数	年間活動回数	回	H25	40	60	50	200.0%	A
食育ネットワーク会議関係機関参加数	関係機関の参加機関数	機関	H25	29	41	31	600.0%	A

(3) 基本事業(施策展開)の取組内容

①地域ぐるみの健康づくりの充実	H21年3月に作成した健康づくり計画に基づき、健康づくりの情報拠点となるステーションを設置したり、H23年2月に作成した食育計画でねたろう博士養成講座等を実施し、市民参加による健康づくりの実践を行っている。
②保健サービスの充実	教育・相談を通じて、生活習慣の改善を図り、健診や予防接種等の普及啓発で予防行動を促すことで市民の健康増進及び疾病予防につなげている。
③地域保健体制の充実	健康づくりの拠点としての保健センターを整備し、健診・教育・相談など対人保健事業を開催している。

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

- ・がん検診については、特定の年齢を対象としたクーポン事業の取り組みや委託医療機関を市外に拡大するなど受診しやすい環境づくりに努めることで若干は受診率の向上が図られたが、国が示す目標値への到達は困難であった。
- ・三大死亡原因による死亡については、特定健康診査の結果から動脈硬化が及ぼす疾病の予防や悪化を防ぐための指導や生活習慣を改善することを目的とした教室の開催、あるいはがんを早期発見するためのがん検診の普及を行ったが、減少するには至らなかった。
- ・食育に関するネットワークを構築し、連携をとれるようになった。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

- ・本市における死亡原因の上位は、がん・心疾患・肺炎・脳血管疾患で、全体の6割を超える。
- また、本市のがんによる死亡率は以前県平均より高かったが、平成26年度においては、若干低くなっている。(市:25.4% 県:26.7%)
- ・生活習慣病の克服は極めて重要な課題であり、これらの生活習慣病を予防するためには「自分の健康は自らが創る」という意識を定着させ、健康は一人一人の日常生活の中で培われるものであることを基本に、生涯を通じた健康づくりへの取り組みを継続することが必要である。
- ・食育計画の中で取り組んでいる野菜プロジェクトについて、あらゆる世代を対象に事業を行っているが、毎日の食事の中での取り組みであるため、継続できるよう支援していくことが必要である。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市SOS健康づくり計画	21 ~ 30	日本一健康なまちづくりをめざし行政と市民の行動計画 市民ボランティアが分析した市民アンケートを元に、計画の企画運営は市民がつくる運営委員会が行う
山陽小野田市食育推進計画	23 ~ 30	地域の特性を生かした食育の推進を図る 「ね」「た」「ろ」「う」サイクルによる活動目標を掲げ、地域や府内の連携の下活動を展開している
	~	

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

がん検診受診率向上のための国の施策として行われている事業は一定期間で終了するものが多い中で、成果が期待できる事業については、市の事業として取り組むよう検討が必要である。

(参考)・がんによる人口10万対死亡率の推移を県と比較したところ、減少傾向が認められた。

市 : H24 336.2 ⇒ H26 299.6…(△ 36.6)

県 : H24 346.3 ⇒ H26 341.9…(△ 4.4)

・当市の部位別がん死亡1位である肺がんの死亡者数 H24:58人 ⇒ H26:31人

第二次総合計画策定後に作成予定の健康づくり計画と食育推進計画において、市民現状や要望が反映できるためのアンケートを実施予定。

施 策 地域医療の充実

担当
部署

健康増進課

No 3 - 2

1 施策の位置づけ

基本目標	第Ⅱ章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備
基本方針	出産からターミナルケア(終末期医療)まで、信頼される安定的な医療・救急医療サービスの提供に努めます。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
(一次救急) 急患診療所診療日数 (内科・小児科)		日	H21	70	313	313	100.0%	A
(一次救急) 休日当番医 年間稼働日数		日	H25	72	72	72	100.0%	A
(二次救急) 二次救急 年間稼動日数		件	H25	365	365	365	100.0%	A

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①地域医療体制の充実	地域医療の充実を図るために地医療対策室を設置し、一次救急、二次救急医療等の救急医療体制の充実を図ってきた。一次医療では平成22年度に急患診療所に平日夜間(内科)を開設し、休日・夜間も含めた365日の医療体制を実施している。

(4)施策の取組内容の成果とその要因

医師会の協力による平日夜間(内科)、休日当番医制(内科・外科)、さらに広域圏の医療機関輪番制による365日の二次救急医療体制も実施することで、市民の安心に繋がっている。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

地域医療、救急医療体制の充実のために宇部・小野田医療圏において連携強化が今後、より一層必要である。

また救急医療体制を維持するために、救急医療機関における受診や救急車の適正利用等市民に対する普及啓発を行っていくことが必要である。

(2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	~	
	~	
	~	

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

少子高齢化社会の進展に伴い、急病に対する不安解消や高齢化社会に対応した医療対策の充実を図るために、地域医療を支える休日当番医制、医療機関輪番制を維持するとともにさらに災害にも備え、広域医療体制を維持していく必要がある。

施 策 地域医療の充実

担当
部署

病院局

No 3 - 2

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備
基本方針	出産からターミナルケア(終末期医療)まで、信頼される安定的な医療・救急サービスの提供に努めます。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
市民病院の医師数	—	人	H19.3	28	26	30	0.0%	D
医療機器の整備と医療体制の充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18.1	45.0	58.4	増やす	13.4	A

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①地域医療体制の充実	市内の医療機関と同様に一次救急の提供のほか、宇部小野田二次医療圏における病院群輪番制による二次救急医療の提供を行っている。また、地域医療連携室を中心に医師会等との連携を進めている。
②市民病院の機能強化と経営健全化	病院事業改革プランに基づき経営の健全化を図るとともに、平成27年度の新病院のグランドオープンとそれに伴う医療機器の更新により機能の強化を図っている。
③保健・医療・福祉の連携強化	市民病院の経営会議に市の関係課が出席するほか、連携して行事を行う等している。

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

- ・医師の確保については、山口大学の協力を得て平成23年度の23人から平成27年度には26人まで増員することができた。今後も目標を達成すべく確保に努めるが、大学の医局の状況により結果が左右される。
- ・医師会による一次救急体制を実施するとともに、担当病院が減少しつつある二次救急医療体制についても担当日数を増やして対応している。
- ・平成27年度において、病院事業改革プランに基づく一般会計からの繰入により資金不足を解消した。今後は収益の増加と経費の削減により経営の健全化を図る。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

- ・新病院の建設が完了し、減価償却の影響が大きくなっているが、早期に経常収支を黒字化することが課題である。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市病院事業改革プラン	28 ~ 32	病院事業の経営の健全化を図る。
	~	
	~	

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

施 策 消防体制の充実

担当
部署

消防課

No 4 - 1

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	4.市民が安心して暮らせる環境づくり
基本方針	市民の生命と財産を守り、安全な生活環境を確保するため、消防力の充実・強化を積極的に推進するとともに、市民参加による火災予防に重点をおいた総合的な消防体制の強化を図ります。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
消防施設・消防体制の充実に対する満足度	市民アンケート調査	%	H18.1	62	H27年度	72.2	増やす	10.2 A
消火栓・防火水槽の充足率	現有箇所数÷基準箇所数×100	%	H17.3 末	90	90	95	0.0%	D
出火率(人口1万人当り)	火災件数÷住民基本台帳人口×10,000人	件	H18	5.5	2.6	4.8	414.3%	A

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①火災の予防	消防団員による住宅防火診断を行った。 防火対象物の防火査察について目標値を設定して実施することにより、火災予防の充実を図った。
②消防力の充実・強化	消防通信指令システムの統一化を実施し、消防力の強化を図った。 消防・救急無線デジタル化へと移行を実施することで消防力の充実を図った。 消防拠点施設の整備、消防水利施設の充実を図っている。
③消防団活動の推進	団員の確保、装備、訓練の充実を図っている。 消防分団の消防車両を更新した。 消防分団の小型可搬ポンプを更新した。

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

消火栓・防火水槽の充足率について、消火栓については、毎年、新設を行い増加はしているが、充足率の算定方法が、市街地及び準市街地のみが対象となっており、それ以外の水利不便地域に新設した場合は対象とならないため、充足率が増えていないのが現状である。防火水槽については、設置場所の選定に苦慮し整備できていない状況である。

出火率については、平成27年度については、2.6件となっており目標を大きく上回った結果となった。消防団が毎年行っている住宅防火診断も火災予防の要因となっていると考えられる。

消防通信システムの統一を図ると共に消防・救急無線デジタル化への対応を実施した。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

消火栓については、今後、水道管敷設替えに伴い取替えを含め、新設を計画しており、水利不便地域に整備を行っていく必要がある。また、消火栓を整備できない地域については、防火水槽の整備を考えていく必要がある。

火災予防対策については、今後も消防団員による住宅防火診断を継続する必要がある。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	～	
	～	
	～	

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

平成23年に発生した東日本大震災をはじめ、毎年各地において、大規模な災害が発生している。

また、平成25年には「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」制定された。今後も災害時の活動の実効性を保つためにも消防団員の確保、装備、訓練の充実を図る必要がある。

施 策 救急・救助体制の充実

担当
部署

消防課

No. 4 - 2

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	4 市民が安心して暮らせる環境づくり
基本方針	市民の生命や身体の安全を守るために、救急・救助体制の充実強化に努めます。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
市民の救命講習受講者数	講習受講者の延べ人数	人	H18.1 2末	10,500	27,408	20,000	178.0%	A

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①救急体制の充実	小野田署救急車老朽化に伴い、更新をした。 救急高度推進化を進めるため、指導救命士を養成した。
②救助体制の充実	現場活動を迅速・確実に行うため、指揮隊活動マニュアルを作成した。 水難救助資機材の充実整備を図った。

(4)施策の取組内容の成果とその要因

指導救命士を養成し、救急業務に携わる職員の教育を行い、更なる救急業務の高度化に対応できるようになった。今後も指導救命士の養成を実施し、充実させていきたい。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

第1次総合計画作成時は、山陽小野田市消防本部であったが、平成24年に宇部市消防本部と山陽小野田市消防本部が一緒になり、宇部・山陽小野田消防組合を設立したことに伴い、消防団、消防水利等を除く事業を山陽小野田市ではない別組織が実施することになった。

今後、第2次総合計画作成時には、山陽小野田市の計画に他機関の事業を掲げるのか、宇部・山陽小野田消防組合のホームページを参照してもらうのか検討が必要となる。

(2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	～	
	～	
	～	

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

全国各地で大規模な災害が発生しており、全国的に消防の広域化が進められている。
山口県においても、更なる広域化が求められている。

施 策 防災体制の充実

担当
部署

総務課

No 4 - 3

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	4 市民が安心して暮らせる環境づくり
基本方針	市民生活の安全を確保するため、地域防災計画に基づき、市民への防災対応の周知、自主防災組織の充実や通信連絡網の整備、建築物の耐震化など、防災対策の強化に努めます。また、武力攻撃事態等においては、国民保護計画に基づき住民の保護に努めます。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
自主防災組織率	自主防災組織に組織されている世帯数÷全世帯数×100	%	H19	27.1	92.7	100	90.0%	B
災害時の情報伝達手段の整備に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18	34.0	53.5	増やす	19.5	A
台風や地震時の防災訓練の充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18	38.0	49.3	増やす	11.3	A

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
防災に関する出前講座件数	各種団体・自治会向け出前講座件数	件	H19	7	4	30	0.0%	D
防災メール登録件数	市民の防災メール登録件数	件	H25	2648	2924	4200	17.8%	D
防災ラジオ配布台数	防災ラジオ配布台数(累計)	台	H25	654	920	1305	40.9%	D
地区防災会(セーフティネットワーク)補助金交付件数	地区防災会(セーフティネットワーク)補助金交付件数	件	H24	6	10	11	80.0%	B
防災士育成補助金交付件数	防災士育成補助金交付件数(累計)	件	H25	18	35	101	20.5%	D

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①防災に対する意識の高揚	出前講座などにより防災知識の普及啓発を各種団体、自治会や市民に行った
②防災体制の充実	・総合防災訓練事業により、防災関係機関の協力・連携体制の確認を行った。 ・防災メール・防災ラジオなどの整備により、自主防災組織・市民に緊急情報を伝達する基礎的なシステムを構築した。 ・海拔表示板設置を設置することにより、地域の特性の啓発を行った。 ・市役所本庁舎に設置されている自家発電機2台のうち、老朽化のため使用できなくなった1台を更新した。平成24年度で事業は終了した。
③地域防災力の向上	・自主防災組織補助金、地区防災会補助金、防災士育成補助金により地域防災力の向上を図った。 ・ハザードマップを関係部署と協議・作成し、ハザードマップの配布や利用促進により地域の特性や避難のあり方を啓発を行った。
④建築物の耐震強化	市役所本庁舎の本館と別棟は、昭和38年に建築され、老朽化しており、平成26年度に行なった耐震二次診断で、震度6以上の地震により倒壊又は崩壊する危険性があると判定された。そのため、老朽化など多くの課題を整理しながら、耐震化を含めた庁舎整備基本方針を早急に決定する。
⑤武力攻撃事態への対応	山陽小野田市国民保護計画に基づき、武力攻撃等などから市民を保護するための措置を実施できるよう組織体制の整備や計画内容の市民への周知を図った。

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

- ①②③第一次山陽小野田市総合計画策定後、『自助・共助・公助』それぞれの災害対応力を高める施策を実施してきた。『自助・共助』については、住民の防災に対する意識の向上及び地域防災力の充実のため、出前講座や各補助金制度の効果により、自主防災組織率が平成27年度には92.7%まで上昇した。なお、防災メール、防災ラジオを導入し、市民への情報伝達手段の整備を行ったが、普及率は目標を下回っており、その普及促進の取組みが必要である。『公助』については、専門部署である危機管理室の設置や毎年度実施した総合防災訓練などにより、市の防災体制の確立や防災関係機関との連携が密になったなど、ある一定の効果は得られたと考えている。市役所本庁舎の自家発電機1台を更新したことで、災害時に本庁舎を災害対策本部として機能させるために必要となる電源を確保することができた。
- ④現在の本庁舎は、耐震性の問題をはじめ、老朽化や情報管理システムの安全確保の問題、執務スペースや文書庫、会議室の不足、電気設備の老朽化など多くの課題を抱えており、それらの課題を整理しながらプロジェクトチームにより耐震改修について検討した。

3. 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

- 本市は平成22年に大水害を経験しており、年々想定外の広域化・複合化する自然災害から市民の生命を守る施策を展開することが重要かつ喫緊の課題になっている。
- 自主防災組織率は県内平均を上回っているものの、地域間で防災に対する意識の格差なり温度差があり、それに伴って市民自体の防災意識の格差も生じている。こうした格差の解消に向けての新たな取組みや、高齢化社会を背景とし、災害時の要配慮者対策という深刻な問題の対処も必要である。
- 市役所本庁舎は、防災拠点であり、その機能維持は非常に重要である。よって、市役所本庁舎の耐震化等の整備を早急に決定する必要がある。また、南海トラフ巨大地震が発生した場合、市役所敷地は津波による浸水の可能性のある地域となっているため、自家発電機は、浸水しない高所に設置するべきと考えられ、市役所本庁舎の耐震化等改修整備方針の策定においては、それも含めた検討が必要である。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市地域防災計画	H17 ~	災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する事項を定め、市が行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
山陽小野田市国民保護計画	H18 ~	外部からの武力攻撃を受けた場合や平常時に大規模なテロ等が発生した場合に、市民を安全に避難させ救援するしくみや、武力攻撃災害への対処などを定めたもの。

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

- 想定外の自然災害に対する市の防災体制の確立
- 高齢化社会を背景とした災害時の要配慮者対策

施 策 防災体制の充実

担当
部署

社会福祉課

No 4 - 3

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	4 市民が安心して暮らせる環境づくり
基本方針	市民生活の安全を確保するため、地域防災計画に基づき、市民への防災対応の周知、自主防災組織の充実や通信連絡網の整備、建築物の耐震化など、防災対策の強化に努めます。また、武力攻撃事態等においては、国民保護計画に基づき住民の保護に努めます。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度(進捗評価)
			基準年	数 値				

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度(進捗評価)
			基準年	数 値				
避難所数	市内の避難所	箇所	H24	51	51	51	100.0%	A
福祉避難所	市内の福祉避難所	箇所	H24	2	4	7	40.0%	D

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

③地域防災力の向上	台風接近等に伴い、危険地域の避難所の開設・運営を行った。

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

避難所管理担当者に避難所開設・運営について、毎年説明会を開催している。準備にあたって、避難所の鍵及び開錠方法の確認、避難所の所在地や経路を確認している。また、担当課へ緊急時の連絡先を報告をさせ、連絡体制を整えている。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

避難所開設・運営マニュアルは、台風や大雨などの警戒時の方法と地震などの大震災時の方法の区別がされていなかったため、マニュアルを見直し、その開設・運営方法を明確にする必要がある。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	～	
	～	
	～	

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

震災を教訓に、避難所の運営、福祉避難所の整備、備蓄物資の確保が求められている。

施策 防災体制の充実

担当
部署 建築住宅課

No. 4 - 3

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	4 市民が安心して暮らせる環境づくり
基本方針	市民生活の安全を確保するため、地域防災計画に基づき、市民への防災対応の周知、自主防災組織の充実や通信連絡網の整備、建築物の耐震化など、防災対策の強化に努めます。また、武力攻撃事態等においては、国民保護計画に基づき住民の保護に努めます。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

④建築物の耐震強化	地震による建築物の被害を最小限にとどめるため昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断、耐震改修及び多数利用建築物の耐震診断の補助を行った。

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断、耐震改修及び多数利用建築物の耐震診断の補助を行ってきた。木造住宅の耐震診断については平成24年度より市民負担は無料としている。また耐震改修の補助も60万円を限度に行っているが、家屋全体の耐震改修となると市民負担が大きく制度利用は非常に少ない。

一方で多数利用建築物の耐震診断については民間企業等の取り組みもあり、現存する補助要件を満たしている建築物については、その全てにおいて耐震診断を行い、耐震性がないとされたものについては改修を行った。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

木造住宅の耐震診断、耐震改修については広報・市のホームページで周知を図っているが、市民の地震災害についての関心が薄いように感じられる。

大規模な地震災害があった年には問合せの件数も増えるが一過性のものである。予算の都合もあり、急激なニーズの変化には対応できず、機会を逃していると思われる。

今後も国や県の耐震改修促進計画に歩調を合わせ地震による建物の被害を最小限にとどめるため耐震診断および耐震改修の促進に努める。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市耐震改修促進計画	H20 ~ H28	地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を防ぐために、市における建築物の耐震化の促進を図ることを目的とする。
	~	
	~	

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

熊本の地震もあり、首都直下地震や南海トラフ巨大地震が想定されているため、国や県の耐震目標が変更される可能性もある。

施 策 防災体制の充実

担当
部署

教育総務課

No 4 - 3

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	4 市民が安心して暮らせる環境づくり
基本方針	市民生活の安全を確保するため、地域防災計画に基づき、市民への防災対応の周知、自主防災組織の充実や通信連絡網の整備、建築物の耐震化など、防災対策の強化に努めます。また、武力攻撃事態等においては、国民保護計画に基づき住民の保護に努めます。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
学校校舎等耐震診断	診断棟数	棟	H20	25	46	46	100.0%	A
学校校舎等耐震改修工事	改修棟数	棟	H20	0	36	39	92.3%	B
学校屋内運動場等非構造部材耐震改修工事	改修棟数	棟	H26	0	8	20	40.0%	D

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

④建築物の耐震強化	小・中学校校舎等構造体の耐震化 地震による学校施設の被害を最小限に止めるため、昭和56年(1981年)以前に建設された校舎等について耐震診断を行い、その結果に基づき構造体の耐震改修工事を行った。
	埴生小・中学校の整備 耐震化が未了となっている埴生小学校的校舎3棟を耐震化するため、平成26年度に校舎耐力度調査を行ったところ、すべての建物において耐力度のない危険建物であることが判明した。このため、埴生小学校的校舎を埴生中学校敷地内に移転改築し、施設一体型の学校施設を整備する予定である。
	小・中学校屋内運動場等非構造部材の耐震化 大規模空間を有する小・中学校の屋内運動場の非構造部材(吊り天井、照明器具等)が地震により落下する恐れがあるため、落下防止対策工事を行っている。
	埴生幼稚園片持ち梁の耐震化 園舎の南側テラスにある片持ち梁(屋根)の耐震性能が不足しているため、平成27年度に実施設計、平成28年度に補強工事を行う予定である。

(4)施策の取組内容の成果とその要因

平成20年3月時点で学校施設の構造体(建物の骨格となる躯体)の耐震化率は40.8%であったが、6年後の平成26年3月には96.0%に達した。平成20年3月に山陽小野田市立学校施設耐震化推進計画を策定し、市長が学校施設の耐震化を最優先事業とする方針を打ち出したこと、財政的に有利な合併特例債や国庫補助金の嵩上げ措置を活用できたことが計画より早く耐震化を進めることができた要因。

※ここで言う「耐震化率」とは、昭和56年にできた「新耐震設計基準」に基づいて設計された新しい建物、その基準ができる前の建物でも、耐震診断の結果、耐震性があると認められる建物、補強工事を行い耐震性があると認められる建物の総数を、全体の建物数で割った割合。

近年の大地震で被害が目立つようになった建物内部に取り付けられた天井材や照明器具等の非構造部材(構造体には当たらない部材)の耐震化は、国が重点的に対策を求める屋内運動場等大規模空間を有する学校施設20棟のうち8棟が平成27年度に施工済みで、平成28年度に残る12棟を施工する。財政的に合併特例債より有利な全国防災事業債と国庫補助金を活用できたことが、一気に進んだ要因。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

学校施設の構造体の耐震化は、埴生小学校の校舎3棟を除き、終了した。埴生小学校についても埴生中学校用地に移転し、施設一体型の学校施設として平成31年度末までに建て替えて耐震化することを目指し、平成28年度に事業に着手する。

(2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市立学校施設耐震化推進計画	H20 ~ H32	学校施設の耐震化を計画的に推進するため、耐震化の基本方針や建物ごとの優先順位を定めている。
	~	
	~	

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

阪神淡路大震災発生の翌年の平成8年に地震対策特別措置法が制定されて以降、全国的に建物の構造体の耐震化が進み、倒壊など著しい被害を受ける建物は減少していった一方、近年の大規模な地震では非構造部材の被害が目立つようになった。文部科学省は、学校施設の耐震化について、構造体とともに、大規模空間を有する屋内運動場等の非構造部材にも積極的に対策を講じるよう促している。

施 策 市域保全の充実

担当
部署

農林水産課

No. 4 - 4

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	4 市民が安心して暮らせる環境づくり
基本方針	市民の生命と財産を守り、安全な生活環境を確保していくため、海岸の保全、河川の保全、山地の保全や低地の保全を計画的に推進します。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
高千帆地区の排水能力	流域地区内における排水機場ポンプの総排水能力	m ³ /s	H19.3	15.9	16.9	増やす	1	A

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
基幹水利施設ストックマネジメント事業・高千帆排水機場	事業費ベースの進捗率	%	H25	10.0	34.0	63.0	45.3%	D
地域が育む豊かな森林づくり推進事業の対象面積	繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生鳥獣の隠れ家となる藪の整備を行う。	m	H26	80	150	150	100%	A
黒崎開作護岸の整備延長	毎年度の整備延長	m	H26	60	40	150.0	0%	D

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①海岸の保全	津波、高潮などの水害から被害を防止するため、海岸防災事業の促進や海岸保全施設の適正管理に努めた。
④低地の保全	大雨などによる浸水被害から守るため、水路・ポンプ等の整備や危険ため池のパトロール等を行った。

(4)施策の取組内容の成果とその要因

- ・高千帆排水機場は昭和44年に築造され、老朽化による能力低下が10～20%程度見込まれる。このため、県営のストックマネジメント事業によりポンプ3台、受電設備等を更新している。
- ・松屋埴生、黒崎開作の護岸整備は、主として補助事業の予算的問題で進捗の進み具合が停滞している。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

- ①海岸護岸のハードの整備は、予算面の制約だけでなく、老朽化した旧護岸を壊しながら嵩上げの工事を行うため、防災上一度に広い面積ができないことや、海苔養殖への影響を考慮した結果、工期が半年程度に限られるなどの制約がある。そのため、ハードの整備を進めるとともに避難体制の充実などのソフト対策も並行して対応していく必要がある。
- ④高千帆地区は海拔が低く、水田の宅地化も進んでいるため大雨時に浸水被害が出る恐れがある。農業用の排水機場の能力では、市街地を守るには不十分である。

(2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	～	
	～	
	～	

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

高千帆地区は人口増により宅地化が進み、水害に対する安心安全のニーズが高まっている。
海岸護岸整備について、国庫補助金が平成26年度以降から、それ以前の半分程度になっており、整備の進捗スピードが鈍くなってしまっており、今後も同様に推移すると思われる。

施 策 市域保全の充実

担当
部署

土木課

No 4 - 4

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	4 市民が安心して暮らせる環境づくり
基本方針	市民の生命と財産を守り、安全な生活環境を確保していくため、海岸の保全、河川の保全、山地の保全や低地の保全を計画的に推進します。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
厚狭地区の排水能力	流域地区内における排水機場ポンプの掃排水能力	m3/s	H19.3	13	39	39	100.0%	A
周防高潮対策事業の推進率	整備済護岸延長÷計画護岸延長×100	%	H18.3	35.3	57.4	70.0	64.0%	C

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

②河川の保全	山口県が厚狭川等の4河川において周防高潮対策事業など河川改修事業を実施している。準用河川等で浚渫を行い減災に努めている。
③山地の保全	地滑り対策事業(山口県)、小規模急傾斜地対策事業及びがけ崩れ緊急対策事業を実施することにより土砂災害の対策を行った。
④低地の保全	大雨などによる浸水被害から守るため、山口県が大正川排水場のポンプ増設をして39t/m3の排水能力となった。東下津地区内水対策の基本計画を策定して、今後は工事に着手する予定。

(4)施策の取組内容の成果とその要因

厚狭地区の排水対策(厚狭川水系大正川、桜川)について、排水機場の整備は完了している。現在は、2級河川桜川の整備を実施中である。
周防高潮対策事業の進捗については、山口県が事業主体となっており事業の推進をしている。事業の進捗は、予算の状況によるところが大きい。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

厚狭地区の排水対策については、現段階で目標を達成しており、今後は東下津地区の内水対策を重点的に推進することとなる。
周防高潮対策事業については、早期完成を目指して、より一層の要望を関係機関へ実施する。

(2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
東下津地区内水対策基本計画	H26～H31	狹間川流域の浸水被害を軽減するため、排水機場のポンプを増設する。
	～	
	～	

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

施 策 市域保全の充実

担当
部署

下水道課

No. 4 - 4

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	4 市民が安心して暮らせる環境づくり
基本方針	市民の生命と財産を守り、安全な生活環境を確保していくため、海岸の保全、河川の保全、山地の保全や低地の保全を計画的に推進します。		

2 成果及び施策展開

(1) 目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値 H27年度	目標値 H29年度	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(2) 事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値 H27年度	目標値 H29年度	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
浸水被害件数		件	H19.3	0	0	0	100.0%	A

(3) 基本事業(施策展開)の取組内容

④低地の保全	大雨などによる浸水被害から低地を守るために、水路、ポンプ等の整備など内水対策の充実を図った。特に、経年劣化の著しい若冲雨水排水ポンプ場については機能回復のため、長寿命化工事に移行した。

(4)施策の取組内容の成果とその要因

雨水ポンプ場、水路、遊水池、調整池の適切な維持管理を実施し、低地の浸水被害を未然に防いできた。若冲雨水排水ポンプ場については、供用開始後25年が経過し、経年劣化による機能低下が著しく、機能回復のため、長寿命化工事を実施している。また、高千帆地区の浸水対策の事業化を現在検討中である。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

雨水ポンプ場、水路、遊水池、調整池の適切な維持管理と若冲雨水排水ポンプ場の効率的な長寿命化工事により、低地の浸水被害を未然に防いできた。今後は、豪雨時の浸水被害が懸念される高千帆地区の浸水対策事業を効果の発現が早い箇所から進めて行きたい。

(2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	~	
	~	
	~	

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

施 策 交通安全と治安の確保

担当
部署

生活安全課

No 4 - 5

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	4 市民が安心して暮らせる環境づくり
基本方針	交通安全意識の普及啓発及び交通安全施設等の整備を推進し、交通事故のない安全で円滑な交通環境を確保します。また、防犯意識の高揚と地域防犯活動の促進を図るとともに、空き家対策を総合的に推進し、安心で安全なまちづくりを目指します。		

2 成果及び施策展開

(1) 目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
交通事故発生件数	1年間に発生した人身交通事故件数	件	H18	366	287	減らす	△ 79	A
刑法犯罪認知件数	1年間に警察において被害届、告訴、告発等を受理した件数	件	H18	823	380	減らす	△ 443	A
交通安全対策の推進に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18.1	51.0	56.1	増やす	5.1	A

(2) 事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(3) 基本事業(施策展開)の取組内容

①交通安全意識の普及	交通安全思想の普及徹底を図るために、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るために、山陽小野田市交通安全計画を策定すると共に、交通安全対策協議会を中心に警察署及び交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進している。
②交通安全環境の整備	防犯活動を地域から展開するため、関係機関・団体が結集する防犯対策協議会の運営費の助成等を行っている。
③地域防犯対策の推進	防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することにより、自治会の防犯活動を支援し、地域の安全の確保に努めている。また、防犯外灯のLED化は、自治会等の負担軽減、電力消費が抑えられることから地球温暖化対策にも貢献できるため、平成25年度から10年間を目途にLED化を促進している。LEDを設置する場合、LED化に拍車をかけるため、促進分の優遇措置を講じている。なお、蛍光灯への補助についても継続している。
④空き家対策の推進	住民、消防等の協力を得ながら管理不全な空き家・利活用できる空き家の把握に努めている。当該所有者等に対する行政指導を粘り強く継続し、周辺の生活環境に与える危険や不安の解消に努めている。空き家所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つよう指導している。

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

【交通安全】本市における、道路交通事故の発生件数並びに道路交通事故による死者数及び死傷者数が減少していることに鑑みると、これまでの交通安全基本計画に基づき実施されてきた対策には一定の効果があったものと考えられる。

【地域防犯】本市における、刑法犯認知件数は、減少している。また、防犯外灯の設置要望については、防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することにより、自治会の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図っている。

【空家】住民、消防等の協力を得ながら管理不全な空き家の把握に努め、当該所有者等に対する行政指導を粘り強く継続し、周辺の生活環境に与える危険や不安の解消に努めているが、継続案件が多く適正な管理に至った割合は64%程度であった。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

【交通安全】交通事故のない社会を目指すが、一朝一夕には難しいため現実可能な目標を設置し交通事故の減少を図るため、交通安全思想の普及徹底に努める。

【地域防犯】防犯外灯にLEDを設置する場合、優遇措置として補助金を引き続き交付し、市内防犯外灯LED化を進める。なお、蛍光灯への補助についても継続する。

【空家問題】市民の生命、身体及び財産を保護することにより、安全にかつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空家等の活用を促進する。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
第10次山陽小野田市交通安全計画 (交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第26条第1項)	H28 ~ H32	交通安全対策基本法に基づき、昭和46年度以降、9次にわたり山陽小野田市交通安全計画を策定し、関係行政機関・団体等と連携し、交通安全対策を総合的、計画的に推進するもの。
空家等対策計画 (空家対策特別措置法(平成26年法律第127号)第6条第1項)	H29 ~ H33	市の区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画を定めるもの。

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

【交通安全】高齢者の人口の増加等により、交通事故死者数の減少幅は縮小傾向にある一方、近年、安全不確認、脇見運転、動静不注視等の安全運転義務違反に起因する死亡事故が依然として多く、相対的にその割合は高くなっている。また、スマートフォン等の普及に伴い、運転中や歩行中、自転車乗車中の操作による危険性も指摘されている。

本格的な人口減少と超高齢社会の到来を迎えており、高齢者の交通事故死者の占める割合が極めて高いこと、今後も高齢化は急速に進むことを踏まると、高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要である。

【地域防犯】平成24年度頃から防犯外灯のLED化の要望が増加しており、生活安全課では10年間で5,000灯のLED化を目指している。LED化は自治会等の負担軽減、電力消費が抑えられること、また、地球温暖化対策にも貢献できること等からLED化を進める。

【空家】人口減少や既存建築物の老朽化、社会ニーズの変化及び産業構造の変化に伴い、居住その他の使用がされていない「空家等」が年々増加しており、火災の危険性や倒壊のおそれなどの安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題が生じている。今後、空家等が増加すれば、これらの問題が一層深刻化することが懸念される。ため、行政機関として空き家対策の専門部署の設置が必要である。また、空き家所有者には、自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持たせることが大切である。

施 策 交通安全と治安の確保

担当
部署

土木課

No. 4 - 5

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	4 市民が安心して暮らせる環境づくり
基本方針	交通安全意識の普及啓発及び交通安全施設等の整備を推進し、交通事故のない安全で円滑な交通環境を確保します。また、防犯意識の高揚と地域防犯活動の促進を図ると共に、空き家対策を総合的に推進し、安心で安全なまちづくりを目指します。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
通学路整備延長	市道において通学路として利用している路線の整備延長	m	H27	整備延長	469	増やす	469	A

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

②交通安全環境の整備	通学路における児童の死亡事故を防ぐため、地域、学校及び官公庁が合同で会議を開催して対策を講じる。市道において必要な安全対策工事を実施した。

(4) 施策の取組内容の成果とその要因

市道において通学路として利用している路線について、交通安全プログラムにより要望のあった通学路を整備する。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

警察、教育委員会等と連携を図り、年次的に整備を進めていく必要がある。

(2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市通学路交通安全プログラム	H27 ~	関係機関で連携体制を構築し、通学路の交通安全を図る。
	~	
	~	

(3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

通学路の安全対策については、各校区からの要望を通学路安全推進会議において取りまとめており、計画的な事業実施が必要である。

施 策 交通安全と治安の確保

担当 部署 学校教育課

No. 4 - 5

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	4.市民が安心して暮らせる環境づくり
基本方針	交通安全意識の普及啓発及び交通安全施設等の整備を推進し、交通事故のない安全で円滑な交通環境を確保します。また、防犯意識の高揚と地域防犯活動の促進を図るとともに、空き家対策を総合的に推進し、安心で安全なまちづくりを目指します。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
合同点検を実施した箇所数	交通安全プログラムにより、通学路の合同点検した箇所数	箇所	H27	36	36	目標設定不可	—	
通学路における子どもの交通事故件数	—	件	H26	25	21	0	16.0%	D

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

②交通安全環境の整備	平成24年度に全国で登・下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いだことから、同年に関係機関と連携して通学路の緊急合同会議・点検を実施し、必要な対策を講じてきた。その対策を更に推進するため、平成26年度中に通学路安全推進会議を設置の上、「通学路交通安全プログラム」を策定し、そのプログラムに基づき、関係機関と連携を図りながら、通学路の安全確保を図っていく。【通学路安全対策推進事業】

(4)施策の取組内容の成果とその要因

学校から提出のあった通学路の危険箇所について、警察や道路設置者、通学路アドバイザー等による合同点検を実施した。点検の結果に応じて、各道路設置者により改修工事等の対策が講じられた。(対策済箇所12ヶ所)

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

平成27年度から始まった事業であるが、学校はもとより関係する機関と情報交換し、連携協力のうえ事業を進めていく必要がある。また、改修工事等が必要な箇所については、児童生徒の安全を第一に考え、適切な対応策が講じられるように、道路設置者に求めていく。

(2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市通学路交通安全プログラム	H27 ~	市内小・中学校の通学路交通安全確保のために合同点検を行い、評価・検証を行うもの
	~	
	~	

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

通学路の状況は刻一刻と変化するものであるため、学校のみならず保護者や地域の方からの情報提供が欠かせない。平成28年度からすべての学校でコミュニティ・スクールが始まるため、地域と一体となった学校運営を展開していく観点からも、学校・地域・行政が連携協力の上、児童生徒の通学路における安全確保に努めていく必要がある。

施 策

消費者の保護と意識啓発

担当
部署

生活安全課

No. 4 - 6

1 施策の位置づけ

基本目標	第1章・暮らしの安心・安全を守るまちづくり	政 策	4 市民が安心して暮らせる環境づくり
基本方針	消費者の保護を図るとともに、消費生活の安定と向上に努めます。また、確かな選択・判断ができる消費者を育成するため、消費者教育や情報提供に努めます。		

2 成果及び施策展開

(1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
消費者教育回数	1年間の教育回数	回	H18	2	14	4	600.0%	A

(2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

(3)基本事業(施策展開)の取組内容

①消費者教育・情報提供の推進	高齢者からの相談が増加していることを鑑み、高齢福祉関係機関(府内担当課も含む)と連携して、市内高齢消費者の被害実態の把握に努め、市民の被害を未然に防止できるよう出前講座の実施や幅広く連携することができる環境を整備した。
②消費生活センターの相談体制の充実	消費者安全法第八条第2項に規定された事務を適正に行うため、法に規定された資格を有した専門相談員を1名配備し、また、日々複雑多様化する消費者相談に対応するため、消費者安全の確保のために必要な情報を収集すべく国等の専門機関の主催する研修に参加するなど相談対応能力の充実を図った。

(4)施策の取組内容の成果とその要因

本市では、消費者行政が平成21年度より自治事務化したことに伴い、平成22年度に消費生活相談を専門に取り扱う相談窓口を新設し、翌年度には消費生活センターを新設した。消費者行政を積極的に行った結果、今まで県の消費生活センターに行かなければ市民が満足する斡旋処理ができなかつたものが、地元で行うことが出来るようになり、平成20年度には90件であった消費相談件数が、平成21年度には175件、平成26年度には420件と増加した。また、急増した相談に対応するために、法に規定された資格を有した専門相談員を1名配備し、また、日々複雑多様化する消費者相談の対応が可能となった。

3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

消費者行政の積極的な推進により、市民に対する消費生活センターの周知には一定の成果がみられるが、急速に進む少子高齢化に伴う高齢消費者の被害への対応が十分に行なうことができなかつた。今後は、高齢消費者への消費者被害未然防止に向けた取り組みを中心に事業展開する。

(2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	～	
	～	
	～	

(3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

市を取り巻く社会変化情勢として、高齢化が深刻な状態で進んでおり、それに伴い悪質事業者の被害が市内に蔓延しつつある。また、国際的なシステムのオンライン化についていけない生活弱者の被害も急増している。全ての状態に対応するためにはより高度な知識を有する消費生活センターを作りあげていく必要があるが、平成30年度より、国の地方消費者行政推進事業交付金の活用ができなくなり、予算確保が難しくなるが、国の指示により水準を落とす事ができない。ますます進む少子高齢化に伴う高齢消費者の被害増加を防止するため、国の地方消費者行政推進事業交付金の活用時の事業以上に取り組む必要がある。